

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	未熟児に対する養育医療の指定医療機関の指定		
根拠法令名	母子保健法（昭和40年法律第141号）	（条項） 第20条第5項	
基準法令名		（条項）	
所 管 部 署	こども未来部こども総合支援局母子保健課 管理助成係		
標準処理期間	1 5 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【大津市未熟児養育医療給付実施要領】 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 [未熟児に対する養育医療の指定医療機関の指定に係る審査基準] 未熟児に対する養育医療の指定医療機関の指定に係る審査基準は、大津市未熟児養育医療給付実施要領第2条に定めるとおりとする。 大津市未熟児養育医療給付実施要領 （指定養育医療機関） 第2条 法第20条第5項の規定による指定養育医療機関（以下「指定養育医療機関」という。）は次に掲げる基準を満たすものとする。 (1) 産科又は小児科を標ぼうしていること。 (2) 独立した未熟児用の病室を有すること。 (3) 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。 (4) 未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること。 2 指定養育医療機関は、当該未熟児に必要な医療が専門以外にわたるときは、指定養育医療機関医療担当規程（昭和40年12月厚生省告示第573号。）並びに保険医療機関及び保険医療担当規則（昭和32年厚生省令第15号。）に定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。 3 指定養育医療機関は、移送用保育器及び酸素吸入装置を整備し、医師及び看護師付添のもとに救急用自動車等により移送するよう配慮しなければならない。			

参 考

〔根拠法令〕 母子保健法

（養育医療）

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行うものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。